

衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術 について表示を行う際の留意点

最近、先進安全自動車（略称：ASV）に搭載された、衝突被害軽減ブレーキ等のドライバーの安全運転を支援するシステム（以下、「ASV技術」*という。）に関する広告宣伝が行われていますが、ASV技術について、消費者の誤解を招くおそれのある表示が見受けられます。

そこで、ASV技術についての表示を行う際の留意点をまとめましたので、会員各社におかれましては、本趣旨を踏まえた広告宣伝活動を行っていただきますようお願いいたします。

※現在実用化されている技術としては、前方障害物衝突被害軽減制動制御装置（通称名：衝突被害軽減ブレーキ）、車線維持支援装置（通称名：レーンキープアシスト）、定速走行・車間距離制御装置（通称名：ACC）等があります。

表示上の留意点

衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術は、あくまでもドライバーの安全運転を前提に、安全運転を支援するためのものであり、車速、路面、天候、車両重量等の状況によっては衝突を回避又は被害軽減できない場合があるなど、全ての衝突事故等を防ぐことのできる万能なものではありません。したがって、いかなる状況においても衝突事故等を回避できるかのような誤解を招くことのないよう、ASV技術について表示する場合は、以下のような点に留意して下さい。

- 衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術について表示する場合は、その機能について適切に表示するとともに、その機能が作動する条件又は作動しない条件等がある場合はその条件等（車速、路面、天候、車両重量等）を明瞭に表示すること。
- 衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術について表示する場合は、どのような状況にあっても衝突事故等を回避できる万能の機能であるかのような誤認を与えることのないよう、「必ず止まる」、「絶対安全」、「どんな状況でも安心」等、断定的な表現は行わないこと。また、広告作成に当たっては、ASV技術は、あくまで安全運転を支援するものであるという趣旨を踏まえ、よそ見運転、わき見運転などの安全運転義務（道路交通法第70条）違反行為を助長するような広告（映像）表現は行わないこと。

※関連規定

＜規約第5条第6号 安全、環境、衛生＞

新車の安全、環境、衛生に関する表示を行う場合は、客観的な根拠に基づき、具体的な内容を明りょうに表示すること

＜規約第7条第2号＞ 以下の表示をしてはならない

新車の品質、性能その他の内容について虚偽若しくは誇大又はたとえ真実であっても一般消費者に誤認されるおそれのある表示

●表示上の留意点を踏まえた表示項目

少なくとも、以下の項目について明瞭に表示して下さい。

※ここでは、衝突被害軽減ブレーキの説明を例に挙げています。

①機能の内容及び機能が作動する条件及び作動しない条件等がある場合はその条件等

《表示の一例》

- 〇〇システムは、〇〇km/h以下の状況で前方の車両や障害物と衝突する可能性がある
と判断した場合に作動し、自動的に停止又は減速することにより衝突回避や衝突被害
の軽減を図ります。
- ただし、歩行者や小型の障害物には反応しません。また、路面状態（雨で濡れている
など）や気象等（雨や霧など）の条件によっては停止しない場合やシステムが作動し
ない場合があります。

②機能の趣旨及びいかなる状況においても自動停止等するものではない旨

《表示の一例》

- 〇〇システムは、運転者をサポートし、事故被害を軽減することを目的としたシステ
ムであり、認識・制御性能には限界があります。システムだけに頼った運転はせず、
安全運転を心がけて下さい。

③システムの詳細については尋ねられたい旨

《表示の一例》

- 〇〇システムの詳細は、お近くの販売店までお問い合わせください。

※上記は表示の一例であり、最低限表示が必要と考えられる内容です。実際に広告を作成
される際は、自社のシステムの性能等に合った適切な説明を追加するなどして下さい。

※カタログ・商談時などにおいては、上記以外の必要な情報について、できる限り詳細に
表示・説明して下さい。

この件に関するお問い合わせは・・・

（社）自動車公正取引協議会 四輪車業務グループまで info@aftc.or.jp

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112